

○町田市長期計画審議会運営規則

平成22年6月25日

規則第37号

政策経営部企画政策課

改正 令和2年6月30日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市長期計画審議会条例（平成22年6月町田市条例第11号）第6条の規定に基づき、町田市長期計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2規則49・一部改正)

(会議)

第2条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(令2規則49・追加)

(招集の通知)

第3条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(令2規則49・旧第2条繰下)

(書面による調査審議)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を発議することができる。

2 書面による調査審議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

3 書面による調査審議における審議会の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(令2規則49・追加)

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

(令2規則49・旧第3条繰下)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令2規則49・旧第4条繰下)

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。